

○農林水産省令第 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第一条 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査) 第九条 (略) 2 前項の規定による命令により実施する検査(ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。)は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。 一〇四 (略) 五 死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体 六 (略)	(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査) 第九条 (略) 2 前項の規定による命令により実施する検査(ヨーネ病又は伝達性海綿状脳症に係るものに限る。)は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施するヨーネ病に係る検査については、第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第五号及び第六号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。 一〇四 (略) 五 月齢若しくは推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体 六 (略)

(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正)

第二条 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(届出を行うべき死亡した牛の月齢) 第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法(以下「法」という。)第 六条第一項の農林水産省令で定める月齢は、<u>零月</u>とする。 (死亡した牛の届出の除外) 第二条 法第六条第一項の農林水産省令で定める場合は、次のと おりとする。 一 六 (略) 七 死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が死 亡した場合	(届出を行うべき死亡した牛の月齢) 第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法(以下「法」という。)第 六条第一項の農林水産省令で定める月齢は、<u>満四十八月</u>とす る。 (死亡した牛の届出の除外) 第二条 法第六条第一項の農林水産省令で定める場合は、次のと おりとする。 一 六 (略) 七 死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が<u>満 九十六月未滿</u>で死亡した場合

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。